

【アメリカ】半導体、量子技術、AI 分野の対中投資を制限する 大統領令の実施のための連邦規則の発布

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2024 年 10 月 28 日、米国財務省は、中国に対して国家安全保障技術及び製品に関する米国投資を規制する大統領令の実施のための連邦規則を発布した。

1 経緯

2024 年 10 月 28 日、米国財務省は、2023 年 8 月 9 日付けの大統領令「懸念国における特定の国家安全保障技術及び製品に対する米国投資への対処」¹（以下「大統領令」）を実施するための最終規則（以下「最終規則」）を発布した（連邦官報掲載は同年 11 月 15 日。施行日は、2025 年 1 月 2 日である。）²。

2 大統領令の主な内容

大統領令は、国際緊急経済権限法（合衆国法典第 50 編第 1701 条以下）³、国家緊急事態法（合衆国法典第 50 編第 1601 条以下）⁴及び合衆国法典第 3 編第 301 条に基づくものであり、全 10 か条及び附表から成る。米国の国家安全保障を脅かす軍事、諜報、監視又はサイバー能力の開発を支援する上で重要な技術分野において、懸念国⁵が米国の投資を利用することを防止する目的で、財務長官に懸念国への特定の米国投資を規制する権限を与えるものである。

大統領令は、財務長官に対し、対象外国人⁶が関与する特定の取引（通知対象取引）に関する情報の通知を米国人⁷（U.S. person）に義務付ける規則を発布し、また対象外国人が関与するその他の特定の取引（禁止取引）への米国人の関与を禁止する規則を発布する権限を付与した（第 1 条 a 項）。第 1 条に基づき発布される最終規則は、米国の国家安全保障に対する脅威に寄与する可能性があるとして財務長官が判断した国家安全保障技術及び製品に関わる取引を通知対象取引として特定し、米国人に対し、かかる取引のそれぞれについて、取引に関する関連情報を記

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 1 月 14 日である。

¹ Addressing United States Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern, E.O.14105, 2023.8.9. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202300685/pdf/DCPD-202300685.pdf>>

² “Treasury Issues Regulations to Implement Executive Order Addressing U.S. Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern,” 2024.10.28. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2687>>; Department of the Treasury Office of Investment Security, “Provisions Pertaining to U.S. Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern,” *Federal Register*, Vol.89, No.221, 2024.11.15, pp.90398-90473. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-11-15/pdf/2024-25422.pdf>>

³ International Emergency Economic Powers Act. <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter35&edition=prelim>>

⁴ National Emergencies Act. <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter34&edition=prelim>>

⁵ 大統領が、米国の国家安全保障を脅かすような方法で米国の能力に対抗する当該国の軍事、諜報、監視又はサイバー能力にとって不可欠な機微技術及び製品の進歩を指示し、促進し、又はその他の方法で支援する包括的かつ長期的な戦略に従事していると特定した国又は地域。大統領令第 9 条 a 項

⁶ 懸念国の者又は懸念国において、この命令に基づき発布される規則で特定される、1 つ又は複数の国家安全保障技術及び製品に関わる活動に従事する者。大統領令第 9 条 b 項

⁷ 米国市民、合法的永住者、米国法又は米国内の管轄区域の法律に基づき設立されたあらゆる事業体（外国支店を含む。）及び米国に居住するあらゆる人が含まれる。連邦規則集第 31 編第 850 節第 850.229 条

載し、財務省に通知することを義務付けた（第1条b項）。また、懸念国による軍事、諜報、監視又はサイバー能力の大幅な向上の可能性を理由に、国家安全保障に対する特に深刻な脅威をもたらすものと財務長官が判断した国家安全保障技術及び製品に関わる取引を禁止取引として特定し、米国人による直接的又は間接的な当該取引への関与を禁止した（第1条c項）。財務長官は、商務長官及びその他の関連政府機関の長官と協議した上で、第1条に基づき発布された規則の施行日から1年以内に、①半導体及びマイクロエレクトロニクス⁸、②量子情報技術⁹、③人工知能（AI）の3つの分野における「対象となる国家安全保障技術及び製品」の定義を調整すべきかどうかを含め、規則の評価を行い、その後、規則の有効性を定期的に検証するものとする（第3条）。懸念国は、中華人民共和国、香港特別行政区、マカオ特別行政区とする（附表）。

3 最終規則の主な内容

大統領令第1条に基づき発布された最終規則は、全9章59か条から成る。最終規則では、主要な用語を定義し、運用面の詳細を規定している。

最終規則に基づく米国人の義務は、取引の時点で、当該取引に関連する事実又は状況について当該米国人が認識している場合に適用される（第850.104条）。最終規則は、大統領令により禁止取引及び通知対象取引を定義することを義務付けられており、禁止取引と通知対象取引の両方に該当する「対象取引（covered transaction）」の内容を定義した（第850.210条）。また、「対象取引」の定義に該当する可能性があるが、取引の性質上、懸念が生じる可能性が低いものについては、より高いリスクをもたらす取引に焦点を当てるため、「対象取引」の定義から除外される「例外取引」として定義した（第850.501条）。大統領令第10条b項に基づき、米国の国益にかなうものとして、禁止又は通知義務の適用を免除する取引については、第850.502条において「国益に基づく適用除外取引」として規定されている。大統領令第1条c項に基づく禁止取引の対象となる国家安全保障技術及び製品は、第850.224条において、3分野全てについて規定されている。また、大統領令第1条b項に基づく通知対象取引の対象となる国家安全保障技術及び製品は、半導体及びマイクロエレクトロニクスとAIについては規定されたが（第850.217条）、量子情報技術については規定されなかった。

最終規則の違反に対しては、国際緊急経済権限法に定められた民事罰及び刑事罰が科せられる（第850.701条）。また、財務長官は、国際緊急経済権限法に基づき、取引の無効化、取消し又はその他の資産売却を強制するためのあらゆる措置を講ずることができる（第850.703条）。

⁸ 半導体電子素子の超微細化を目指す技術を中心とする電子工学。『デジタル大辞泉』 <<https://kotobank.jp/word/%E3%81%BE%E3%81%84%E3%81%8F%E3%82%8D%E3%81%88%E3%82%8C%E3%81%8F%E3%81%A8%E3%82%8D%E3%81%AB%E3%81%8F%E3%81%99-3170890>>

⁹ 従来、量子力学の分野で解明が進められてきた「量子重ね合わせ」や「量子もつれ」といったマイクロ粒子（量子）が有する特異な性質を情報通信技術へ応用する技術。山中仁昭「量子情報技術への期待と展望」『B-plus：電子情報通信学会通信ソサイエティマガジン』54号、2020、p.87。<https://www.jstage.jst.go.jp/article/bplus/14/2/14_87/_pdf-char/ja>